

平成 18 年 9 月 21 日
産 業 観 光 局
(担当：農林振興室農業計画課 222-3351)

農業委員会の統合について

～ 農業委員会の組織が変わります～

農業委員会は、優良農地の確保や有効利用，地域農業の振興を図るため，農地売買や転用等の許認可関係を取り扱う法令業務，農業者の公的代表として意見の公表や情報宣伝活動等の業務を行う行政委員会です。

京都市ではこの度，利用される皆様の利便性向上，手続きの簡素化を図るため，旧京北町から引き継いだ京都市京北農業委員会を，京都市農業委員会に統合することとしましたのでお知らせします。

なお，京北合同庁舎内にあります相談窓口は，統合後も引き続き設置しますが，締切日など申請に関する手続き等に関しては，京都市農業委員会の取扱い手順に統一します。

記

1 統合の期日 平成 18 年 10 月 20 日

2 統合後の取扱い内容（京都市農業委員会の取扱い手順に統一）

手続内容	受付	受付後の流れ
農地法 3 条，4 条，5 条，20 条許可申請等	毎月 20 日締切り	翌月の農地部会で審議
農地法 4 条，5 条届出(市街化区域)，生産緑地の主たる従事者証明等	随 時	原則として受付後 14 日以内に受理通知書等発行
相続税・贈与税納税猶予適格者証明	毎月 25 日締切り	翌月の農政部会で審議
農業経営証明，耕作状況証明等簡易証明	随 時	事務処理後証明書を発行

3 統合に関するお問い合わせ先

京都市産業観光局農業計画課 TEL 222 - 3351

京都市農業委員会事務局 TEL 212 - 9050

京都市京北農業委員会事務局* TEL 0771 - 52 - 1825

*10月20日以降の名称は「京都市農業委員会事務局京北窓口」。